

# 出席停止について

★学校保健安全法施行規則で出席停止の対象となる感染症の種類と、出席停止期間の基準は次のとおりです。  
下記病名と診断されましたら、決められた期間、出席停止となります。

種	病名	出席停止期間の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウィルス性のもの）、中東呼吸器症候群（病原体がMERSコロナウィルスであるもの）、特定鳥インフルエンザ(H5N1型) 新型インフルエンザ等感染症 他	治癒するまで
第2種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザおよび新型インフルエンザ等感染症を除く）	発症後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児は3日）を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医・その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により学校医・その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで

★ インフルエンザなどで出席停止になった場合、医師に登校を許可された段階で、下の治癒証明書に記入をしていただき、登校時担任へ提出してください。（医療機関で記入していただく際に、証明書料がかかる場合があります。御了承ください。）

キ リ ト リ セ ン

本人→担任（出席簿へ記録）→保健室

## 治 癒 証 明 書

岡山県立笠岡高等学校

年 組 氏名

上記の生徒は、(病名) \_\_\_\_\_ のために

\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日から\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日まで 安静加療中だったことを証明します。

年 月 日

医療機関

印